議案第１３号

財産の取得について

次のとおり財産を取得するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和３９年佐倉市条例第９号）第３条の規定により議会の議決を求める。

１　取得する財産

（１）土地

所在　佐倉市青菅字新林

地番　１０８７番３

地目　雑種地

地積　１，８４０．４１平方メートル

（２）土地

所在　佐倉市青菅字新林

地番　１０９０番

地目　山林

地積　４，８６８．８６平方メートル

２　取得の方法

随意契約による買入れ

３　取得に要する金額

１１０，０３２，０２８円

４　取得に係る相手方

東京都中央区日本橋小網町６番１号

山万株式会社

代表取締役　嶋田　哲夫

令和８年１１月２４日提出

佐倉市長　　西　田　三十五